

「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」
についての国家知識産権局の公告(第 511 号)

公布日：2023-01-05

国家知識産権局公告
(第 511 号)

「意匠の国際登録に関するハーグ協定の 1999 年ジュネーブ改正協定」(以下、「ハーグ協定」という)の中国での順調な実施を保障し、国内外の革新主体の切実な審査需要に応えるため、国家知識産権局は「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」を改正したので、ここに公布し、2023 年 1 月 11 日より施行する。

以上をもって公告する。

国家知識産権局

2023 年 1 月 4 日

ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法

第一条 2022年5月5日より、中国の単位又は個人は、専利法第十九条第二項の規定により、「意匠の国際登録に関するハーグ協定の1999年ジュネーブ改正協定」(以下、「ハーグ協定」という)に基づき、国際意匠登録出願をすることができる。

出願人は、世界知的所有権機関国際事務局(以下、「国際事務局」という)に直接、国際意匠登録出願をすることができ、また、国家知識産権局を通じて英語による国際意匠登録出願を提出することもできる。

国家知識産権局を通じて国際意匠登録出願を行う場合は、「ハーグ協定」及び国家知識産権局の規定に適合する紙又は電子形式の関連資料を提出しなければならない。

「ハーグ協定」に規定される関係手数料については、出願人が国際事務局に直接納付しなければならない。

第二条 「ハーグ協定」により国際登録日が決定され、中国を指定国とする国際意匠登録出願(以下、「国際意匠出願」という)は、国家知識産権局に提出された意匠専利出願とみなし、この国際登録日を専利法第二十八条にいう出願日とみなす。

第三条 国際意匠出願については、国家知識産権局は、専利法、専利法実施細則、専利審査指南及び本弁法に従って処理する。

本弁法の施行日より、国家知識産権局は国際意匠出願に対して国家出願番号を付与し、審査を行い、審査結果を国際事務局に通知する。

審査を経て拒絶理由が発見されなかった国際意匠出願について、国知識産権局は保護を与える決定を下し、国際事務局に通知する。

審査を経て専利法及び専利法実施細則の関連規定を満たしていないことが判明した国際意匠出願について、国家知識産権局は国際事務局に拒絶の通報を行う。

第四条 国際事務局が公表した国際意匠出願に設計要点に関する説明書が含まれている場合、規定に基づいて簡潔な説明が提出されたとみなされる。

第五条 国際意匠出願について、出願人が応答する際には中国語を用いて意見陳述を提出しなければならない。出願書類を補正する場合は、英語を使用しなければならない。

第六条 国際意匠出願に対して、国家知識産権局は優先権主張に係る費用を徴収しない。

出願人が優先権を主張する場合であって、国際意匠出願時に先の出願に係る書類の副本を提出していなかったときは、その出願の国際公表日から三月以内に、先の出願に係る書類の副本を国家知識産権局に提出しなければならない。

先の出願に係る書類の副本に記載された出願人が、後の出願の出願人と一致しない場合、出願人はその出願の国際公表日から三月以内に、関連する証明書類を国家知識産権局に提出しなければならない。

出願人が期限を過ぎても先の出願に係る書類の副本を提出しなかった場合、又は関連する証明書類を提出しなかった場合には、優先権が主張されていないものとみなす。国際意匠出願が優先権を主張していないものとみなされた場合、専利法実施細則第六条の規定は適用されない。

第七条 国際意匠出願の出願人が拒絶の通報に対する応答、再審請求の提出、又は他の専利事務処理を行うとき、専利法実施細則に別途規定がある場合を除き、専利法第十八条第一項の規定に適合しなければならない。

第八条 国際意匠出願の出願人は、その出願の国際公表日から二月以内に、国家知識産権局に分割出願を提出することができる。

出願人が審査意見に基づいて分割出願を提出する場合は、遅くとも元の出願の国内公告日から二月以内に提出しなければならない。当該期限が満了した後、又は元の出願が拒絶されたか、又は元の出願が取り下げられたとみなされ、かつ権利が回復されていない場合は、一般に分割出願を提出してはならない。

第九条 出願人は、国際意匠出願に係る意匠が専利法第二十四条第二号又は第三号に掲げる状況に該当すると判断した場合、国際意匠出願時に声明を提出し、その出願の国際公表日から二月以内に関連する証明書類を国家知識産権局に提出し、その旨を説明しなければならない。声明を提出しなかった場合又は証明書類を提出しなかった場合には、その出願に対しては専利法第二十四条の規定を適用しない。

第十条 出願人は、国際意匠出願に係る手数料を納付する場合、国際事務局及び国家知識産権局の規定に従って国家出願番号又は国際登録番号をもって全額納付しなければならない。国際意匠出願の個別指定手数料の納付基準については「意匠専利の年金及び個別指定手数料に関する事項についての国家知識産権局の公告」に基づいて適用される。

第十一条 国際意匠出願の出願人又は専利権者が権利の変更を請求する場合には、

国際事務局に関連手続を提出するだけでなく、国家知識産権局にも証明書類を提出しなければならない。証明書類が外国語で作成されている場合には、同時に書誌事項の中国語訳を提出しなければならない。証明書類を提出しなかった場合又は証明書類が十分ではない場合、国家知識産権局は、当該権利変更が中国において有効になっていないことを国際事務局に通報する。

第十二条 国際意匠出願が権利付与公告された後、国際意匠出願の出願人は、中国で保護されている証拠として国家知識産権局に国際意匠出願の専利登録簿の写しを発行するように請求することができる。

第十三条 国際意匠出願の無効審判請求の審理手続において、中国大陸部に住所のない専利権者に対し、郵送、ファクシミリ、電子メール、公告等の方法で書類を送達することができる。公告で送達する場合、公告日から満一月の時点で送達されたとみなす。

第十四条 出願人は、国家知識産権局が本弁法に従って下した関連決定を不服とする場合、法に基づいて行政不服審査申請、再審請求を提出するか、又は行政訴訟を提起することができる。

第十五条 国際意匠出願の出願人は、本弁法に規定されている以外のその他の法的手続及び事務を行う場合、「ハーグ協定」、専利法及び専利法実施細則、専利審査指南の規定に従って、請求を提出しなければならない。

第十六条 本弁法は2023年1月11日より施行する。2022年5月5日より施行した「ハーグ協定加入後の関連業務の処理に関する暫定弁法」(国家知識産権局公告第481号)は同時に廃止する。

出所：

国家知識産権局ウェブサイト 2023年1月5日付け

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/5/art_74_181249.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。